

バス系統ナンバリング検討会 設置要領（案）

1. 趣旨

我が国のバス系統のナンバリングは、多くが漢字と数字の組み合わせや数字のみにより行われているが、急増する訪日外国人旅行者への対応や2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、訪日外国人旅行者にもわかりやすいナンバリングを促進し、バス利用環境を整備することが必要である。

また、“明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日観光立国推進閣僚会議決定）”において、「2020年を目途に、大都市バス路線において、アルファベット・数字表記等のナンバリングを実施」することとされているところである。

このため、国土交通省自動車局に「バス系統ナンバリング検討会」を設置し、すべての利用者にわかりやすいバス系統案内を実現する観点から、「ナンバリング」の導入に必要な具体的な検討を行う。

2. 検討会の名称

「バス系統ナンバリング検討会」とする。

3. 検討会の運営

- (1) 本検討会には、座長を1名置く。
- (2) 座長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。
- (3) 座長は、検討会の議長となり、議事の進行に当たる。
- (4) 座長は、必要に応じて、検討事項に関係する者の出席を求めることができる。
- (5) 本検討会は、自由闊達な意見交換の妨げとならないよう非公開とする。
- (6) この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

4. その他

事務局を国土交通省自動車局旅客課に置く。